

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 85

◆ 目次

1. 主要トピック

アフリカ全域

- ・ 特許協力条約の電子システムに関する研修プログラム
- ・ アフリカ大学最大のクラスの卒業式

ARIPO

- ・ ARIPO 知財議定書への加入を促す地域ワークショップを開催
- ・ ARIPO 加盟国の「知的財産庁長官会合」の第2回会合がキガリで開催/アフリカの知財庁トップが目指すのは政策の調和化
- ・ ARIPO 地域で製造業に従事する中小企業の潜在的創造性を開花させる手段としての実用新案保護

アルジェリア

- ・ 国家著作権・著作隣接権局による告知

エジプト

- ・ エジプト知的財産権庁の設立を定めた法律を議会が承認

エチオピア

- ・ 不公正な取引慣行で複数の企業に罰金処分

ガーナ

- ・ 知的財産に関する情報格差を埋める書籍が刊行

ケニア

- ・ ケニアと欧州連合が画期的な通商協定に署名
- ・ 知財関連の犯罪への対処がデジタル化経済の促進要因に

リビア

- ・ 商標局が「通常業務」を再開

モロッコ

- ・ モロッコ工商業所有権庁（OMPIC）の第35回理事会が2023年6月2日に開催

ナミビア

- ・ アフリカ大陸規模の会議でナミビアを代表する女性起業家に選出されたのは Elegance Mission Investment の経営者

ナイジェリア

- ・ 新著作権法に関する NCC 事務局長の発言

OAPI

- ・ 発明特許と人的資本：スキル開発に対する OAPI の貢献

南アフリカ

- ・ 南アフリカがイノベーションの普及を目指す AI 業界団体を設立
- ・ 南アフリカ最高控訴裁判所判決——ICollege (Pty) Ltd v Xpertease Skills Development and Mentoring CC and Another (106/2022) [2023] ZASCA 70 (24 May 2023) ・ 最高控訴裁判所判決——Siqalo Foods (Pty) Ltd v Clover SA (Pty) Ltd (425/2022) [2023] ZASCA 82 (31 May 2023)
- ・ 最高控訴裁判所判決——National Brands Limited v Cape Cookies CC and Another (309/2022; 567/2022) [2023] ZASCA 93 (12 June 2023)

タンザニア

- ・ タンザニア著作権協会（COSOTA）が 2 つの議会内委員会に所属する議員集団に対して独自の教育を提供

チュニジア

- ・ リスボン協定のジュネーブ改正協定にチュニジアが加入

ジンバブエ

- ・ 「証書・企業・知的財産権庁」の設立を内閣が承認

2. 他のトピック

アフリカ全域

- ・ 非アフリカ系ブランドの攻勢に押され、アフリカ大陸における「憧れのブランド」のトップ 100 にアフリカ産ブランドが占める割合が 14% に低落
- ・ アフリカの経済発展の推進には研究能力の向上が必須
- ・ 「さらなる高み」を目指して変貌するアフリカ大陸
- ・ 英国の EU 離脱後の対アフリカ貿易を改善する秘策

・人々と地球のために尽力しているアフリカのブランドとして第1位に挙げられたのは多国籍通信企業の MTN

- ・国連の「持続可能な開発目標」の達成に知的財産が果たす重要な役割
- ・ワクチン製造に向けて動き出したアフリカ連合の内情
- ・ARIPO 加盟国およびオブザーバー国の IP コミュニケーション戦略に関する第2回ワークショップ
- ・マドリッド制度と模倣品対策への取組：アフリカの重要な最新事情、対策の実効性および戦略に関する洞察
- ・アグリビジネスの分野でイノベーションと創造性の向上を目指すアフリカの女性たち

ARIPO

- ・ARIPO 知的財産庁長官会合（HIPOC）の第2回年次会議がキガリで開催

OAPI

- ・OAPI と CEIPI の実り多い協力
- ・OAPI – OMPIC 合同委員会

WIPO

- ・知的財産と遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間会合(IGC)

カメルーン

- ・著作権集中管理団体のガバナンス拡大を目指して利害関係者が集結

ガーナ

- ・議会が最高裁判所長官として Gertrude Torkornoo 女史を承認

ケニア

- ・大湖地域北部の回廊地帯を経由した模倣品や禁制品の違法な輸送の抑止を目指す広域的な協力体制
- ・知的財産侵害と違法取引の撲滅に取り組む政府の熱意

マラウイ/タンザニア

- ・通商拡大と密輸の抑制を目指してマラウイとタンザニアが協力

ナイジェリア

- ・ナイジェリアの起業家は弁護士的重要性に対して認識不足
- ・商標法改正前に登録された役務商標の有効性
- ・ナイジェリアの映画産業が同国の新著作権法によって大きく飛躍する可能性——専門家がその理由を解説

- COSON 社が長年にわたる Calabar Carnival 社との訴訟に勝利

南アフリカ

- 登録商標の使用に対する訴訟の事例
- 著作権の明確化によってアフリカにおける AI 研究が可能に
- ジェネレーティブ AI と持続可能な創造性
- 2023 年南アフリカ特許法に関わる今後の見通し
- Clicks による安価な抗凝血剤の販売に待ったをかけた製薬業界の巨人
- 南アフリカの中小零細企業の支援を目的とする知的財産セミナー
- 怪しい情報の蔓延：南アフリカの差し迫った著作権法改正を遅滞させる勢力への対処
- CIPC（企業・知的財産委員会）の名称、略称およびロゴの無許可使用

◆ ニュース

1. 主要トピック

アフリカ全域

- 特許協力条約の電子システムに関する研修プログラム¹

2023 年 6 月 12 日、WIPO はエジプト特許庁の協力を得て、特許協力条約（PCT）の電子システムに関する研修プログラムを主催し、エジプト、イラク、シリア、リビアの代表が研修に参加した。

このプログラムは、PCT に従って国際出願を受け付ける受理官庁の手続に係る PCT 電子出願システムの利用に関する実践的な研修から構成されている。

- アフリカ大学最大のクラスの卒業式²

2023 年 6 月 10 日に举行されたアフリカ大学の卒業式において、副総長の Peter Mageto 氏は、同大学が実施している知的財産教育プログラムの修士課程を資金面で支援した世界知的所有権機関（WIPO）、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）および日本国政府に対して感謝の意を表明した。

Mageto 副総長は、今年は知財プログラム修士課程の開設 15 周年に当たるという事実を指摘し、修士課程の実施期間をさらに 5 年延長する旨の取決めに同大学が署名したと告げた上で、アフリカにおける知財専門家の養成を目指す同大学の真摯な取組を説明した。

¹ <http://www.egypt.gov.eg/page.aspx?id=74> (2023.6.12)

² <https://www.umnews.org/en/news/africa-university-graduates-its-largest-class> (2023.6.21)

ARIPO

・ ARIPO 知財議定書への加入を促す地域ワークショップの開催³

アフリカの知財とイノベーションに関わるプロジェクト団体 AfrIPI は、モーリシャス産業財産庁（Industrial Property Office of Mauritius）との連携により、2023年5月31日から6月2日にかけて、ARIPO 議定書への加入推進に関する3日間のワークショップをバラクラヴァ（モーリシャス）で開催した。このワークショップの目的は、ARIPO の議定書について ARIPO 加盟国およびオブザーバー国を啓発し、議定書の批准を推進することである。アフリカ 19 か国から派遣された知財当局の代表がワークショップに参加している。

・ ARIPO 加盟国の「知的財産庁長官会合」の第2回会合がキガリで開催/アフリカの知財庁トップが目指すのは政策の調和化⁴

2023年6月6日、ARIPO 知的財産庁長官会合（ARIPO Heads of IP Offices ; HIPOC）の第2回会合がキガリ（ルワンダ）で行われた。今回の会合は、ARIPO が WIPO の協力を得てお膳立てしたものである。会合に関する報告書では以下のような点が指摘されている。

- ARIPO 加盟国の目標は、知的財産の管理とエンフォースメントに関する各国の政策の調和を図り、協力関係を強化することである。
- アフリカの知的資産の潜在的可能性を最大限に拡大し、起業家精神を養い、経済成長につながる環境を創出するため、各国知財庁の長官は戦略の調整と政策の調和化を目指している。

・ ARIPO 地域で製造業に従事する中小企業の潜在的創造性を開花させる手段としての実用新案保護⁵

ARIPO の最近の投稿がきっかけとなって、実用新案の保護に注目が集まっている。今回の投稿にリンクされた過去記事（タイトルは「ARIPO 地域で製造業に従事する中小企業の潜在的創造性を開花させる手段としての実用新案保護」）では、以下のようないくつかの指摘がなされている。

- 実用新案保護は「小規模な」イノベーションや将来的に成長が見込めるイノベーションに適しており、特許よりも簡単かつ安価に保護を獲得することができる。
- ARIPO 加盟国における実用新案保護にはハラレ議定書が適用される。
- ARIPO のハラレ議定書の締約国となっている国については、保護期間は10年となる。
- ほとんどの法域において、実用新案は実体審査なしに付与され、登録プロセスもシンプルで比較的迅速である。

³ https://www.linkedin.com/posts/africaipr_ariipo-afripi-intellectualproperty-activity-7069764521371811840-joBM/?utm_source=share&utm_medium=member_ios (2023.5.31)

⁴ <https://www.africaleader.com/news/273856609/heads-of-intellectual-property-in-africa-seek-to-harmonize-policies> (2023.6.6)

⁵ https://www.linkedin.com/posts/african-regional-intellectual-property-organization_smes-manufacturing-african-activity-7077149486413701120-WqKr/?utm_source=share&utm_medium=member_ios (2023.6.21)

アルジェリア

・国家著作権・著作隣接権局による告知⁶

アルジェリアの国家著作権・著作隣接権局（National Bureau of Copyright and Related Rights）は、デジタル化計画の実施により当局による新サービスの提供が間もなく可能になると告知した。新サービスの一つは「リモート登録サービス」と呼ばれるもので、このサービスは「旧来の困難を克服し、著作権者または著作隣接権者がどこに居住しているかに関わらず、当局の行政手続へのアクセスを権利者に提供する上で役立つ」という。

エジプト

・エジプト知的財産権庁の設立を定めた法律を議会が承認⁷

新設される「エジプト知的財産権庁」（Egyptian Agency for Intellectual Property Rights）は、唯一の監督機関として、憲法、国際条約および国際標準に従ってエジプトに存在するあらゆる形態の知的財産を監督する職務を担うことになる。同庁の設立に伴い、現在エジプトにおいて知的財産の規制を所管している複数の当局および機関が統一されることになる。

この新たな行政機関は、技術革新、人間の創造性、科学研究および文化の発展を推進する役割を担うことになる。

国家の社会経済的開発計画に貢献し、知識経済を実現することを主な目的として、エジプト知的財産庁は今後、知的財産権の適切な規制を保証していく必要があるだろう。

エチオピア

・不公正な取引慣行で複数の企業に罰金処分⁸

「取引競争と消費者保護に関する布告」（813/2013号）（Trade Competition and Consumer Protection Proclamation, No. 813/2013；以下「取引競争・消費者保護法」という）は、不公正な取引慣行（混同を招くような宣伝、模倣品の販売、搾取的な価格設定の実施など）を禁じている。

取引競争・消費者保護法の第8条に基づき、不公正な取引慣行を理由としてエチオピアの企業2社が罰金処分に付された。また、粗悪品の電線の製造と消費者に対する欺罔的な情報の提供を理由として中国企業1社にも罰金処分が科された。さらに、模倣品の美容製品の輸入販売を行ったとして国内企業1社にも罰金が科された。

ガーナ

・知的財産に関する情報格差を埋める書籍が刊行⁹

ガーナのクワム・クルーマ科学技術大学（Kwame Nkrumah University of Science and Technology；KNUST）の講師陣が「知的財産法」（Intellectual Property Law）と題された書物を刊行した。この書籍を上梓した目的は、「ガーナが科学、研究、イノベーションといった国際的な分野に貢献できない主

⁶ <https://www.facebook.com/ONDADZOFFICIEL/> (2023.5.29)

⁷ <https://english.ahram.org.eg/News/503394.aspx> (2023.6.20)

⁸ <https://www.2merkato.com/news/alerts/7312-ethiopia-businesses-fined-for-unfair-trade-practices> (2023.6.8)

⁹ <https://www.myjoyonline.com/book-launched-to-bridge-gap-in-intellectual-property/> (2023.5.27)

な要因の一つは、*知的財産に関する法や権利の知識が欠けていることだ*』という事実に対処することだという。

ケニア

・ケニアと欧州連合が画期的な通商協定に署名¹⁰

あるニュース報道によれば、EU-ケニア間の通商協定が最終的に締結されたようだ。今回締結された「EU-ケニア経済連携協定」（EU-Kenya Economic Partnership Agreement）により、ケニアは、同国の最大の市場であり輸出先である EU に関税や輸入数量割当を課されることなくアクセスすることが可能になる。

この協定に基づき、今後 25 年間にわたってケニアに輸入される一定の EU 製品について漸進的な関税の引下げが行われることになり、安定性と市場機会がケニアの農業従事者や実業家に提供されるだろう、とニュース記事は報じている。

この記事はさらに、今回の通商協定には大きな意義があると述べている。この協定は、2016 年以降に EU とアフリカの国との間で交わされた最初の大きな通商協定となるからである。現在 EU は中国との競争の激化に直面しており、アフリカとの経済関係のいっそうの緊密化を志向している。それゆえ今回の協定締結は EU の勝利と言える、と記事は説明している。

・知財関連の犯罪への対処がデジタル化経済の促進要因に¹¹

6 月 13 日から 15 日にかけて、ケニア模倣品取締機関（ACA）、アフリカ司法長官同盟（アフリカ・プログラム）その他の知財業界関係者が、ナイロビ（ケニア）において初の国際シンポジウム「知財保護とエンフォースメントに関する国際シンポジウム」（International Symposium on IP Protection and Enforcement ; ISIPPE)を主催した。シンポジウム開催の中心となったのは ACA と MITI である。同シンポジウムでは、アフリカのさまざまな国からの参加者に交じって、WIPO から派遣された参加者の顔も見受けられた。

同シンポジウムに招かれた講演者の一人は、無形資産は有形資産よりもいっそう重要で価値ある資産であると聴衆に訴えた。別の講演者は、知財保護とエンフォースメントを関係当局に丸投げすることは不可能であり、民間セクターの協力が不可欠であるという事実を強調している。

シンポジウムに関する詳しい情報については、リンク先のサイト¹²を参照されたい。

リビア

・商標局が「通常業務」を再開¹³

リビア商標局が発行した通達によれば、2023 年 5 月 28 日から当局はフル稼働の業務体制に入るといふ。つまり、外国人を出願人とする出願の受け付けが再開されるということである。理由は不明であるが、当局は 2022 年 11 月 1 日以降、外国人による出願の受付業務を停止していた。

¹⁰ <https://africa.businessinsider.com/local/markets/kenya-and-the-european-union-just-signed-a-landmark-trade-agreement/k3xlqzs> (2023.06.19)

¹¹ <https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/422-spurring-digital-driven-economies-by-addressing-intellectual-property-crime> (2023.6.14)

¹² <https://www.aca.go.ke/isippe-1-symposium>

¹³ <https://spoor.com/libya-trademark-office-resumes-normal-operations/> (2023.6.5)

モロッコ

・モロッコ工商業所有権庁（OMPIC）の第35回理事会が2023年6月2日に開催¹⁴

2023年6月2日に開催されたOMPIC（モロッコの知財登録機関）の理事会において、以下のような事実が指摘された。

- 米国商工会議所が考案した「国際知的財産指標」（International Index of Intellectual Property）によれば、モロッコはアフリカ・アラブ諸国の中で第1位にランクされている。
- モロッコにおける2022年の知的財産出願の件数は2021年を上回っている（前年度比で商標は+0.5%、意匠は+12%、特許は+4%）。
- 2022年3月にデジタル・プラットフォームを利用した知的財産市場が開設されたことにより、特に特許の価値評価、売買および実施許諾に関するサービスや、モロッコにおける革新的プロジェクトへの投資機会が提供されることとなった。
- モロッコが数多くの機関との間で展開している国際協力プログラムは、長年にわたって強化されてきた。現在は以下の機関との協力プログラムが進行中である：世界知的所有権機関(WIPO)；アフリカ知的財産機関(OAPI)；欧州特許庁(EPO)；米国特許商標庁(USPTO)；イスラエル特許庁(ILPO)；サウジアラビア知的財産総局(SAIP)；欧州連合知的財産庁(EUIPO)；フランス産業財産庁(INPI)。

ナミビア

・アフリカ大陸規模の会議でナミビアを代表する女性起業家に選出されたのは Elegance Mission Investment の経営者¹⁵

キガリ（ルワンダ）で開催された「アグリビジネスに従事する女性のための知的財産に関する地域会議」（Regional Conference on Intellectual Property for Women in Agribusiness）において、ナミビアの女性起業家 May Kikumah 女史が WIPO によりナミビア代表に選出され、ナミビアの新聞記事の中で自らの経験を語った。

Kikumah 女史の言によれば、今回の会議の目的は、農業部門に従事するアフリカの女性起業家たちを対象とした知財に関する啓発活動と、これら女性起業家が事業の繁栄に必要な知財に関する知識・ツール・リソースを獲得できるようにすることであった。

ナイジェリア

・新著作権法に関する NCC 事務局長の発言¹⁶

ナイジェリア著作権委員会（Nigeria Copyright Commission；NCC）のウェブサイトに投稿されたインタビュー記事の中で、同委員会の事務局長は以下のような発言を行っている。

- 現在適用されている著作権法は「2022年著作権法」である。

¹⁴ <http://www.ompic.ma/fr/actualites/35eme-conseil-dadministration-de-lompic-2-juin-2023> (2023.6.2)

¹⁵ <https://www.namibian.com.na/elegance-mission-represents-namibia-continently/> (2023.6.28)

¹⁶ <https://copyright.gov.ng/dg-ncc-speaks-on-new-copyright-act/> (2023.6.7)

- 新著作権法を想定して、ナイジェリアはインターネット環境に関わる2つの条約、すなわち「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」(WPPT)と「著作権に関する世界知的所有権機関条約」(WCT)を批准している。同国はさらに、より多くの条約を遵守するためには自国の著作権法の近代化が不可欠だとして、「視聴覚的実演に関する北京条約」および「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」の批准に踏み切った。
- 新著作権法は、デジタル環境に合致した文言を用いて、現在の国際標準により適合した規定により、同法に基づいて付与される権利を再定義している。
- 著作権侵害に対する制裁は大幅に強化されている。
- コピー防止機能などの技術的保護手段(TPM)や権利管理情報に関する規定が存在する。
- 公衆の啓発や制度利用者の教育が非常に重要になるだろう。
- 新たなエンフォースメント手段(例えば侵害を警告するスタンプ等)の導入が予想される。

OAPI

• 発明特許と人的資本：スキル開発に対する OAPI の貢献¹⁷

知的財産に関する OAPI の専門家資格「専門工学修士号」(Professional Master's Degree) の創設1年目の課程が2023年9月をもって終了するという事実を取り上げた記事が、OAPI のウェブサイトに掲載された。

記事によれば、この資格はヤムスクロ(コートジボワール)に所在するフェリックス・ウフェボワニー国立工科大学(National Polytechnic Institute Félix HOUPHOUET-BOIGNY ; INP-HB)と OAPI との協力関係から生まれたものである。さらに、欧州特許庁(EPO)、フランス産業財産庁(INPI-France)世界知的所有権機関(WIPO)、カナダ知的財産庁(CIPO)等の組織も支援を提供している。

南アフリカ

• 南アフリカがイノベーションの普及を目指す AI 業界団体を設立¹⁸

南アフリカ人工知能協会(South African Artificial Intelligence Association ; SAAIA)という名称の組織が設立された。SAAIA は AI 関連の実務者から構成される団体で、弁護士、技術系企業、学術関係者から成る設立諮問委員会が設置されている。SAAIA は、経済成長、通商、投資、社会的平等および差別なき受容を主な目的として、AI の導入を推進し、AI がもたらす社会的利益を活用しようとしている。

SAAIA 設立の基礎として、ストラスモア大学(ケニア)の「知的財産・情報技術法センター」(Centre for Intellectual Property and Information Technology Law)が作成した報告書「2023年版アフリカにおける AI の現状」(State of AI in Africa 2023)¹⁹が挙げられている。アフリカは独自の方法で AI を取り入れている、と同報告書は述べている。同報告書によれば、アフリカには2,400の AI 関連団体が存在し、

¹⁷ <http://www.oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/787-brevet-d%E2%80%99invention-et-capital-humain-l%E2%80%99oapi-contribue-aud%C3%A9veloppement-des-comp%C3%A9tences> (2023.6.21)

¹⁸ <https://itweb.africa/content/PmxVEMKEQjmvQY85> (2023.6.6)

¹⁹ <https://cipit.strathmore.edu/state-of-artificial-intelligence-in-africa-2023-report/> (2023.6.6)

保健衛生、健康・フィットネス、農業、法務・司法サービス、スキル開発、保険など多彩な分野で活動を展開しているという。

・ **最高控訴裁判所判決——ICollege (Pty) Ltd v Xpertease Skills Development and Mentoring CC and Another (106/2022) [2023] ZASCA 70 (24 May 2023)**²⁰

南アフリカの最高裁にあたる南アフリカ最高控訴裁判所（South African Supreme Court of Appeal）は、最近言い渡した判決の中で、商標登録の際に「college」という語に対する権利が放棄されているとしても、教育サービスに関して「iCOLLEGE」という語を使用した被告企業は、同種のサービスに関する原告の商標「ICOLLEGE」を侵害しているとの判断を示した。

「商標権者は自らが権利を放棄した特徴の使用について侵害を主張することはできないが、権利放棄された特徴が結合商標（composite mark）の一部を形成している場合、侵害商標が全体として購買者を欺罔しうる程度または混同を惹起しうる程度に登録商標に類似しているか否かを判断するにあたり、裁判所は権利放棄された特徴を考慮に入れることができる」と同裁判所は述べている。

判決の詳細については、リンク先の判例分析²¹を参照されたい。

・ **最高控訴裁判所判決——Siqalo Foods (Pty) Ltd v Clover SA (Pty) Ltd (425/2022) [2023] ZASCA 82 (31 May 2023)**²²

この訴訟は、バターの製造に従事している原告企業が、「バタースプレッド」（BUTTER SPREAD）の名称で「バターの代用品」を販売している競業者に対し異議を申し立てた事案である。最高控訴裁判所は、「バタースプレッド」という名称の使用は製品の性状に関する虚偽表示に相当するとの判断を示した。このような虚偽表示は、バター製造業者に対する不正競争行為を構成する。

・ **最高控訴裁判所判決——National Brands Limited v Cape Cookies CC and Another (309/2022; 567/2022) [2023] ZASCA 93 (12 June 2023)**²³

この商標侵害訴訟において、南アフリカ最高控訴裁判所は、ビスケットに関する周知商標として定評を得ている「SALTICRAX」は、新規の競合製品の商標「SNACKCRAX」によって侵害されていると認定した上で、後続の商標は先行商標を不当に利用していると判示した。

タンザニア

・ **タンザニア著作権協会（COSOTA）が2つの議会内委員会に所属する議員集団に対して独自の教育を提供**²⁴

タンザニア著作権協会（COSOTA）は著作権法を施行する権限を与えられている法定機関であるが、このたびタンザニア議会の議員たちを対象として著作権に関する研修を実施した。タンザニアは、立法機関の構成員にとって知的財産の理解は重要であるという称賛すべき理念に従っているのである。

²⁰ <http://www.saflii.org/za/cases/ZASCA/2023/70.html> (2023.5.24)

²¹ <https://spoor.com/trade-mark-battle-clash-over-icollege-usage/> (2023.6.8)

²² <http://www.saflii.org/za/cases/ZASCA/2023/82.html> (2023.5.31)

²³ <http://www.saflii.org/za/cases/ZASCA/2023/93.html> (2023.6.12)

²⁴ <https://www.cosota.go.tz/news/cosota-yatoa-elimu-ya-hakimiliki-kwa-wabunge-ya-wa-kamati-mbili-za-bunge> (2023.5.22)

今回の研修は、「著作権管理および著作権問題に関わる商業的機会についての知識の獲得」を主眼として、5月18日に実施された。

チュニジア

・リスボン協定のジュネーブ改正協定にチュニジアが加入²⁵

原産地名称と地理的表示に関する WIPO リスボン協定のジュネーブ改正協定にチュニジアが正式に加入した。これにより、ジュネーブ改正協定は 2023 年 7 月 6 日付でチュニジアについて発効することになる。

ジンバブエ

・「証書・企業・知的財産権庁」の設立を内閣が承認²⁶

ジンバブエ内閣が半自律的な機関である「証書・企業・知的財産庁」(Deeds, Companies and Intellectual Property Authority) の設立を承認した。同庁の設立に伴い、これまで別々に活動していた三つの部門が統合され、それによりコスト削減が見込めると考えられている。新設される機関は企業その他の事業体に関係する財産権の登記と管理および知的財産の登録と管理を所管することになる。

登録機関の体制が変化した結果として、いくつかの法律を改正する必要がある。改正を要する法律には、著作権・著作隣接権法 (26:05 章)、特許法 (26:03 章)、意匠法 (26:04 章)、集積回路の回路配置に関する法律 (26:07 章)、商標法 (26:04 章) が含まれる。

2. 他のトピック

アフリカ全域

・非アフリカ系ブランドの攻勢に押され、アフリカ大陸における「憧れのブランド」のトップ 100 にアフリカ産ブランドが占める割合が 14%に低落 (2023.5.25)

<https://guardian.ng/ama-press-releases/african-brands-slip-to-14-of-the-top-100-most-admired-brands-in-africa-as-non-african-brands-entrench-their-position-in-the-continent/>

・アフリカの経済発展の推進には研究能力の向上が必須(2023.5.25)

<https://www.businessghana.com/site/news/business/286661/Expand-Research-Capacity-to-Spur-Economic-Development-in-Africa>

・「さらなる高み」を目指して変貌するアフリカ大陸 (2023.5.31)

<https://www.worldpreview.com/contributed-article/africa-a-changing-continent-heading-for-greater-heights>

・英国の EU 離脱後の対アフリカ貿易を改善する秘策 (2023.5.30)

<https://blogs.lse.ac.uk/politicsandpolicy/the-key-to-better-trade-with-africa-after-brexite/>

・人々と地球のために尽力しているアフリカのブランドとして第 1 位に挙げられたのは多国籍通信企業の MTN (2023.5.29)

²⁵ <https://www.origin-gi.com/02-06-2023-tunisia-joined-the-geneva-act-of-the-lisbon-agreement/> (2023.6.2)

²⁶ <https://allafrica.com/stories/202306070313.html> (2023.6.7)

<https://www.marketscreener.com/quote/stock/MTN-GROUP-LIMITED-1413390/news/MTN-Named-1-African-Brand-Doing-Good-for-People-and-the-Planet-43980002/>

- ・国連の「持続可能な開発目標」の達成に知的財産が果たす重要な役割 (2023.5.30)

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2023/article_0005.html

- ・ワクチン製造に向けて動き出したアフリカ連合の内情 (2023.6.19)

<https://www.independent.co.ug/inside-african-union-drive-to-manufacture-vaccines/>

- ・ARIPO 加盟国およびオブザーバー国の IP コミュニケーション戦略に関する第 2 回ワークショップ (2023.6.16)

<https://afripi.org/news/second-workshop-aripo-member-and-observer-states-ip-communication-strategy>

- ・マドリッド制度と模倣品対策への取組：アフリカの重要な最新事情、対策の実効性および戦略に関する洞察 (2023.6.27)

<https://www.mondaq.com/webinars/webinar/545/the-madrid-system--tackling-anti-counterfeiting-key-africa-updates-effectiveness--strategic-insights>

- ・アグリビジネスの分野でイノベーションと創造性の向上を目指すアフリカの女性たち (2023.6.29)

<https://www.ipsnews.net/2023/06/african-women-seek-to-boost-innovation-and-creativity-in-agribusiness/>

ARIPO

- ・ARIPO 知的財産庁長官会合 (HIPOC) の第 2 回年次会議がキガリで開催(2023.6.7)

<https://www.aripo.org/news/2nd%20Edition%20of%20the%20ARIPO%20Heads%20of%20IP%20Offices%20Conference%20%28HIPC%29%20Commences%20in%20Kigali-1686132490>

OAPI

- ・OAPI と CEIPI の実り多い協力 (2023.5.31)

[linkedin.com/posts/oapi-linkedin_ceipi-zlecaf-propriaeztaezintellectuelle-activity-7070059517710848003-evnU?utm_source=share&utm_medium=member_ios](https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_ceipi-zlecaf-propriaeztaezintellectuelle-activity-7070059517710848003-evnU?utm_source=share&utm_medium=member_ios)

- ・OAPI – OMPIC 合同委員会 (2023.6.9)

<http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/785-la-commission-mixte-oapi-ompic>

WIPO

- ・知的財産と遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間会合 (IGC) (2023.30.6)

https://www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=110

カメルーン

- ・著作権集中管理団体のガバナンス拡大を目指して利害関係者が集結 (2023.6.15)

<https://www.stopblablac.com/society/1506-10702-stakeholders-convene-to-enhance-the-governance-of-collective-management-organizations>

ガーナ

- ・議会が最高裁判所長官として Gertrude Torkornoo 女史を承認 (2023.6.7)

<https://www.ghanamma.com/2023/06/07/parliament-approves-gertrude-torkornoo-as-chief-justice/>

ケニア

- ・大湖地域北部の回廊地帯を経由した模倣品や禁制品の違法な輸送の抑止を目指す広域的な協力体制 (2023.5.16)

<https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/414-regional-collaboration-to-deter-illegitimate-shipments-of-counterfeit-and-illicit-goods-in-the-northern-corridor-of-the-great-lakes-region>

- ・知的財産侵害と違法取引の撲滅に取り組む政府の熱意 (2023.6.14)

<https://www.kenyanews.go.ke/govt-keen-on-eliminating-infringements-on-intellectual-property-illicit-trade/>

マラウィ/タンザニア

- ・通商拡大と密輸の抑制を目指してマラウィとタンザニアが協力 (2023.6.9)

<https://www.capitalradiomalawi.com/2023/06/06/malawi-tanzania-team-up-to-enhance-trade-and-curtail-smuggling/>

ナイジェリア

- ・ナイジェリアの起業家は弁護士の重要性に対して認識不足 (2023.6.8)

<https://iipla.org/ip-news/nigerian-entertainers-unaware-of-the-importance-of-lawyers-for-their-growth-says-expert/>

- ・商標法改正前に登録された役務商標の有効性 (2023.5.31)

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=a88f4504-ac44-48ab-b44d-ff84b11e96c2>

- ・ナイジェリアの映画産業が同国の新著作権法によって大きく飛躍する可能性——専門家がその理由を解説 (2023.6.15)

<https://www.theghanareport.com/nollywood-could-see-a-major-boost-from-nigerias-new-copyright-law-an-expert-explains-why/>

- ・COSON 社が長年にわたる Calabar Carnival 社との訴訟に勝利 (2023.6.27)

<https://www.musicinafrica.net/magazine/coson-wins-protracted-copyright-case-against-calabar-carnival>

南アフリカ

- ・登録商標の使用に対する訴訟の事例 (2023.5.29)

<https://www.iol.co.za/sunday-tribune/news/legal-action-against-use-of-registered-trademarks-32597b28-7aa3-4bf2-93f1-c8a2c971db7a>

- ・著作権の明確化によってアフリカにおける AI 研究が可能に (2023.5)

<https://researchictafrica.net/publication/ai-and-intellectual-property-brief-1/>

- ・ジェネレーティブ AI と持続可能な創造性 (2023.5)

<https://researchictafrica.net/publication/ai-and-intellectual-property-brief-2/>

- ・2023 年南アフリカ特許法に関わる今後の見通し (2023.5)

<https://www.lawyer-monthly.com/2023/05/projections-for-south-african-patent-law-in-2023/>

- ・Clicks による安価な抗凝血剤の販売に待ったをかけた製薬業界の巨人 (2023.6.9)

<https://mg.co.za/business/2023-06-09-pharmaceutical-giant-stops-clicks-selling-cheaper-blood-thinner/>

- ・南アフリカの中小零細企業の支援を目的とする知的財産セミナー (2023.6.14)

<https://www.iol.co.za/sundayindependent/business/intellectual-property-seminar-to-support-smmes-in-sa-a0b8c676-35e3-45f2-8f72-541ce022ec7d>

- ・ 怪しい情報の蔓延：南アフリカの差し迫った著作権法改正を遅滞させる勢力への対処

(2023.6.15)

<https://www.dailymaverick.co.za/article/2023-06-15-a-sea-of-red-herrings-addressing-efforts-to-delay-urgent-copyright-reform-in-sa/>

- ・ CIPC（企業・知的財産委員会）の名称、略称およびロゴの無許可使用（2023.6.）

<https://www.cipc.co.za/?p=19493>

JETRO

JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニューズレター Vol. 85

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO

JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

2023年7月発行 禁無断転載

本ニューズレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニューズレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりにあることを保証するものではないことを予めお断りします。なお、本ニューズレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。